

校内締切 12/1(月) 希望者は大西まで
資料を取りに来ること

令和8年度 伊方町奨学生募集要項

～ 高校・大学等に進学又は在学している皆さんへ ～

伊方町教育委員会

1 目 的

優秀な学生又は生徒であって、経済的な理由により修学困難な学生又は生徒に対し、学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的として奨学金制度を実施しています。

2 出願資格

出願資格者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 令和8年4月に学校教育法に規定する高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校、大学、専修学校に進学を希望する者及び在学する者に限る。
 - (2) 人物、学業ともにすぐれ、健康であり、かつ、学資金の負担が困難であると認められる者であること。
 - (3) 保護者又はこれに準ずる家族（成人者に限る。）が伊方町内に居住する者であること。
 - (4) 保護者又はこれに準ずる家族について、町税（保育料・給食費・水道料・住宅料）等の町に納付すべき徴収金に滞納がないこと。
 - (5) 採用決定後、以下の要件を満たす連帯保証人を確保できる見込みがある者であること。
 - ① 奨学生の保護者又はこれに準ずる者で、次のすべての要件を満たす者（1名）
 - ア. 伊方町内に居住していること。
 - イ. 独立した生計を営む成年者で、町に納付すべき町民税等の徴収金に滞納がないこと。
 - ② ①の連帯保証人の世帯員以外の者で、次のすべての要件を満たす者（1名）
 - ア. 愛媛県内に居住していること。
 - イ. 独立した生計を営む成年者で、市町村民税の所得割を賦課され、かつ、これを滞納していないこと。
 - ③ ①、②の連帯保証人の年齢については、奨学金の償還終了時の年齢が80歳以下であること。なお、採用決定時（令和8年4月20日時点）の年齢は概ね以下のとおりであり、償還期間は9（2）のとおりとする。

高校・大学奨学生の場合	上限	概ね	60歳
短大・専修学校奨学生の場合	上限	概ね	65歳
- ※ 採用決定後、連帯保証人の納税証明書等の提出を求める場合があります。

3 募集人員

伊方町奨学資金貸付基金の資金の範囲内となります。

4 貸与月額

高校奨学生	20,000円
高専奨学生	35,000円
大学奨学生	45,000円
専修学校奨学生（専門課程）	35,000円
専修学校奨学生（高等課程）	20,000円

5 貸与期間

令和8年4月から、進学校の正規の修業期間です。

6 出願手続

「伊方町奨学生願書」に必要な事項を記入し、世帯全員（15歳未満の者及び就学者は除く。）分の「令和6年分の町県民税公課所得証明書」を添えて、在学する学校（出身学校）へ提出してください。

学校長が「伊方町奨学生推薦調書」を作成して、願書等とともに教育委員会へ提出します。

※ 出願用紙（伊方町奨学生願書）は、町内の各中学校、三崎高校、川之石高校、八幡浜工業高校、八幡浜高校及び町教育委員会、各支所、町見出張所にあります。

7 提出期限

在学する学校（出身学校）が指示する出願期限までに、学校へ提出してください。

学校から教育委員会への提出期限 令和7年12月12日（金）

8 採用の決定

- (1) 令和8年1月下旬に、伊方町奨学資金選考委員会の選考を経て採用候補者を決定し、2月中旬に通知します。
- (2) 採用候補者に決定後、進学（進級）したときは、令和8年4月17日（金）までに「進学（進級）届」を教育委員会へ提出してください。採用の決定は4月末に通知します。
- (3) 採用決定通知書を受け取った後、誓約書及び口座振替依頼書、連帯保証人2名分の印鑑証明書を提出してください。このとき、連帯保証人の納税証明書の提出を求める場合があります。

9 奨学金の返還

(1) 返還の義務

奨学金は、卒業後必ず返還していただきますが、この返還義務以外の付帯義務は一切なく、卒業後、就職、進学、その他についても制限はありません。

返還は、貸与が終了して6ヶ月を経た後、年賦（11月中に通知発送）の方法により、15年以内に（2）償還期間等の教育委員会が定める期間内に返還していただきます。貸与金に利息はつきません。

「伊方町奨学金返還支援助成金」について

伊方町では住所要件等の条件を満たすことで奨学金の返還に要する費用の一部を町が助成する制度を設けております。助成制度の活用も視野に入れて伊方町奨学資金のご利用をご検討ください。



【伊方町HP】伊方町奨学金返還支援助成金

(2) 償還期間等

区 分	貸与期間	償還期間	合 計	貸与額総額	平均的な償還計画	
					10年で償還	15年で償還
高校奨学生	3年	15年以内	18年	720,000円	72,000円/年	48,000円/年
専修学校奨学生	2年	10年以内	12年	840,000円	84,000円/年	
短大奨学生	2年	10年以内	12年	1,080,000円	108,000円/年	
大学奨学生	4年	15年以内	19年	2,160,000円	216,000円/年	144,000円/年

(3) 返還猶予

次の要件に該当する場合は、猶予願の提出により一定期間の猶予が可能です。

ア. 卒業後、上級学校に進学したとき。

イ. 卒業後、災害、障害その他やむを得ない理由により返還が困難になったとき。

(4) 返還免除

奨学生であった者が、死亡又は重度の障害のため返還できないときは、願い出により、その後返還すべき額の全部又は一部の返還が免除されることがあります。

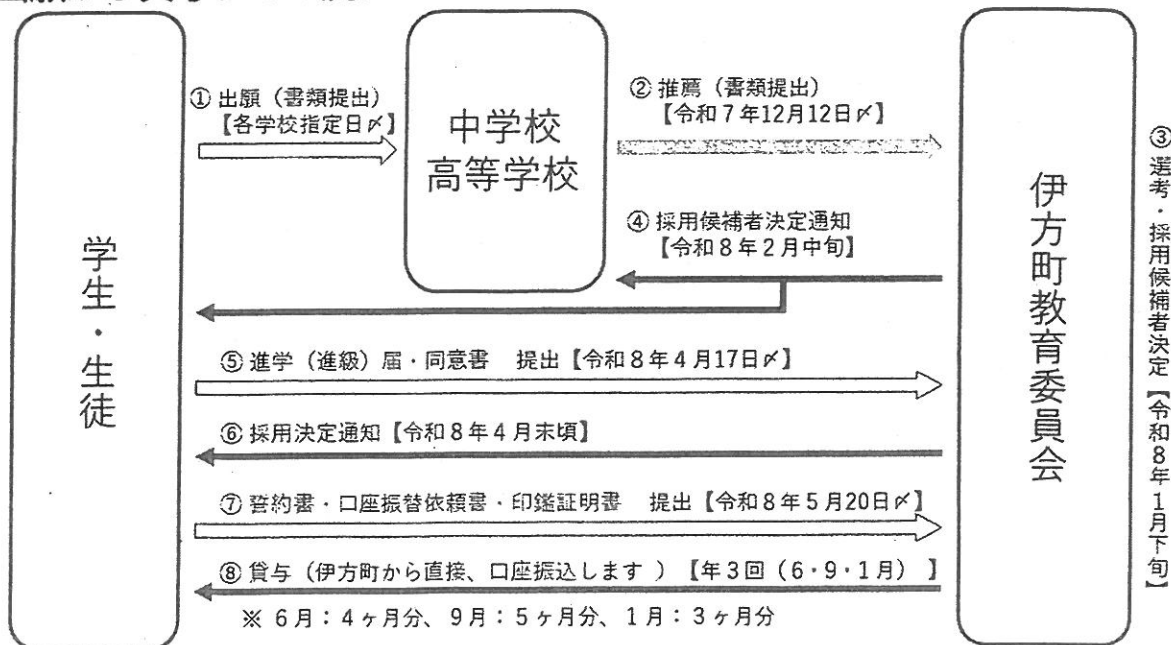
(5) 返還遅滞による延滞金

奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しないときは、返還金とは別に定められた延滞利息を支払わなければなりません。

10 他の奨学資金との関係

伊方町奨学生は、日本学生支援機構（旧日本育英会）、その他類似の奨学資金を併せて受けることができます。

《 出願から貸与までの流れ 》



■ 願書の記入例

様式第1号 (第2条関係)

伊方町奨学生願書 (高校、高専、大学、専修学校)

① 令和7年12月1日

伊方町教育委員会 様

本人 住所 伊方町湊浦12-34
 ② 氏名 佐田 岬
 保護者 住所 伊方町湊浦12-34
 (又はこれに準ずる者) 氏名 佐田 一郎



伊方町奨学生として採用していただきたくお願いします。

③	ふりがな 氏 名	さだ みさき 佐田 岬	平成19年 5 月 1 日生 (18 歳)	④ 本籍地	愛媛県						
⑤	在 学(卒業) 学 校	愛媛県立三崎高等 学 校 3 学 年			卒業(予定) 令和 8 年 3 月						
⑥	進 学 (希望) 校	国 立 愛媛大学 学 校 (教育学部 学 科 学 科) 大学法人			入学資格検定(認定) 年度 合 格						
⑦ 生計を一にする家族及び所得	続 柄	氏 名	年 令	勤務先又は 在 学 校 名	給 与 所 得 年 額 (税 込)	左以外の所 得 年 額 (税 込)	備 考				
	父	佐田 一郎	50	農 業		240万円					
	母	佐田 花子	49	農 業		192万円					
	姉	佐田 春	20	私立〇〇大学2年生			自宅外通学				
	本人	佐田 岬	18	三崎高校3年			自宅通学				
	弟	佐田 秋	16	三崎高校1年			自宅通学				
計				A 万円	B 万円	C (A+B) 万円					
					432	432					
⑧ 家 庭 事 情	私は将来、小学校の教員になりたいと考えており、大学進学を目指しています。両親は柑橘農家で、農業による収入で生活費と県外の大学に通う姉の学費・生活費をまかなっています。今後、私が進学し、自宅外通学となった場合、学費や生活費の工面が大変だと聞いています。大学進学後、将来の夢のために学習に励んでいきたいと考えているので、奨学生として採用をお願いします。										
	※ 学校確認		※ 担当者確認		税金	保育料	住宅料	水道料	給食費	その他	教 委
				※ 登録番号		※ 登録番号		※ 決定番号			